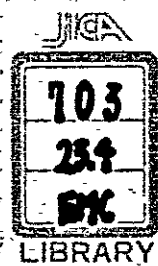


ブラジル  
工業移住者心得書

国際協力事業団  
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

(1978.2-500)



国際協力事業団	
受入 月日 '84.9.13	703
登録No. 14980	23.4
	EMC



## ブラジル工業移住者心得書

## — はじめに —

この心得書は、工業移住者としての渡航が決定してから、現地に到着し、会社に就労する迄の期間に初めて体験する手続きや、生活の変化などに対処し、できるだけ円滑に海外生活のスタートが切れますようにとの配慮から、必要最低限の心得について、まとめたものです。

諸手続きや荷物の整理、その他で、渡航までは忙しい毎日であると思いますが、内容を吟味し、移住に関して不明な点や、不安な点があれば、積極的に、自発的に国際協力事業団職員に問い合わせ、理解し、移住についての目的意志を固めて、渡航されることをお奨めします。

事業団海外各支部では、この心得書の内容を理解されたいうえで、皆様が自己の発意と責任で移住渡航されるものと了解し、相談・指導に当たりますので、承知おき下さい。また、現地到着後は各支部職員の指導により行動して下さい。

## — 渡航前訓練講習 —

- (1) 事業団では、全ての工業移住者の方に、海外移住センター（横浜市）で実施する渡航前訓練講習会への参加を義務づけています。

訓練講習の参加については、事業団国内支部と密接な連絡をとり、準備を進めて下さい。

- (2) 訓練講習の内容は、概ね次のとおりです。

期 間：約 25 日間

内 容：ブラジル語、心構え、南米事情、現地生活事情、経済・労働・政治・工業・医療・企業金融・通関・日系社会事情ならびに工業技術補完研修等。

経 費：研修参加に要する経費のうち交通費，宿泊費および食費は  
事業団で負担します。

— ブラジル工業移住センターにおける適応研修会 —

事業団が直接就取あつせんした工業移住者のうち，サンパウロ地区へ移住した方を対象に，工業移住センター（サンパウロ市）において適応研修会を実施します。

なお，施設に収容能力のある限り指名呼寄せ工業移住者につきましても，極力この研修会への参加をお奨めします。

期 間：約 15 日間（現地到着当初）

内 容：ブラジル語，政治・経済・工業・教育・社会・医療事情，先輩移住者体験談，簽證手帳・労働社会保障手帳取得など諸手続き，住居探し等。

経 費：研修中の諸経費のうち，宿泊費および食費は事業団が負担しますが，次の経費は移住者負担となります。

- 簽證手帳，労働社会保障手帳の手続き経費
- 会社訪問，住居探しなどのための交通費
- その他雑費

その他：研修中は，

- 原則として，講義中の外出，面会は許可しません。また，電話の取次ぎは行ないません。
- 外泊は認めません。
- 門限は夜 10 時です。

— 荷物と通関 —

事業団が，別途，配布します説明書を吟味し，不明な点は国内支部または，海外移住センターに照会して，出発準備と到着後の諸処理に誤解やミスのない

いよう、特別の注意を払って下さい。

荷物は全て自己の責任で携行または別送するものです。課税された場合の税金支払い準備金および諸手続き経費の支払い準備金のない方は、事業団では、その別送を取扱いません。

#### — 現地到着 —

(1) 空港到着後、空港係官の指示に従い、入国手続き、検疫、荷物の通関を行ないます。

一般客が同乗している場合、混乱を避けるために、一般客の手続きが先行となります。

(2) (1)の手続きのあと、荷物を引取って税関を出ます。

出口には、事業団海外支部職員が待機し、次の指示を行ないます。

ア. 出迎え人との面会

イ. センター入所者へのバスへの誘導

ウ. その他伝達

#### — 身分証明手続 —

ブラジルに永住権を有する外国人は、鑑識手帳（身分証明書）を常時携帯し、必要に応じ官憲などに呈示することが義務づけられており、また全ての従業員は、労働社会保障手帳の取得を義務づけられています。工業移住者は、到着後、直ちに両手帳の取得申請手続を行なわねばなりません。

この申請手続については、事業団海外支部または引受会社に照会して下さい。

#### — 就労条件 —

事業団では、平素より少しでもより良い条件で引受けてくれるよう、企業側に働きかけております。

しかし、仲々難しい面もあり、未だ満足すべき状況に至っていない点もあります。今後とも努力を続けて行く所存ですので、皆様には次の点、充分吟味のうえ、渡航して下さい。

#### (1) 給 料

ア. 渡航前に必ず賃金を明確に認識し、納得のうえ移住して下さい。現地到着後、「賃金については何も聞いて来なかった。」ということのないようにして下さい。

イ. ブラジルでは、企業が人材を集め訓練養成する考え方より、職務に必要な技能に応じた対価を払うという考え方が、労務契約上の慣習となっています。この考え方に基づいて、職能給制度、いわゆる能力主義が成り立っているわけです。従って、従業員の採用に当っては、直接、技能テストおよび面接を実施して決定するのが一般的であり、給料もその結果定められるものです。

皆さんのように、事業団を通じ書類審査のみで採用を決定する方法は例外的です。

書類のみの審査ですから、企業側としては、皆さんの技術程度を的確に把握しかねるきらいもあり、このことは、企業側の立場からは、本来、望ましい採用方式とはいえません。

このような事情ですので、企業側は皆さんの技術能力を差し引いて考えることが一般的です。勿論、就労後その技術が高く評価された場合、多少昇給することはあります。

当然のことですが、ブラジル語を一日でも早く修得し、これらのハンディを取除くことが、工業移住者の皆さんには当面最大の課題といえます。

#### (2) 就 労 場 所

引受企業によっては、新しく就労が予定されている皆さんを、会社の経営方針などから、急速、その子会社や関連会社に配置することがあ

ります。この場合、給料、その他待遇条件が多少変更されることがありますので、この点も承知して下さい。

### (3) 仕事の内容

先にも述べましたように、書類審査のみでの採用ですので、企業としては、皆さんの技術内容・程度を充分把握し切れない点があります。また、会社の方針もあって、必ずしも皆さんの最も得意とする専門分野に就労できるとは限りません。このような場合、書類によって採用決定となった皆さんの特殊事情を思いおこし、得意の分野でないことを理由に企業側と入社間もない頃からトラブルをおこさないよう、心に銘記して下さい。

### (4) 転 社

ブラジルでは、終身雇用は一般的ではありません。しかし、このことを誤解し、安易に転社することが何か望ましいことのように考える工業移住者が少なくありません。どこの国の人情も同じで、「腰の軽い」従業員は、ブラジルの企業も敬遠します。

特に、ブラジル到着後間もなく、ブラジルの実情を充分体験しない間に転社することは、後日、後悔することが多い現実ですので、このことを充分肝に銘じ、就労にあたっては、ブラジル国労働慣習を遵守し、定着向上に努力して下さい。

また、もし転社する場合は必ずそのことを海外支部事務所に連絡して下さい。

### — ブラジルの特性と対処方法 —

ブラジルは100近くの民族によって構成されている複合民族国家であり、後進性と近代国家の先進性が雑居する複雑な国で、現在の日本では考えられない社会的、文化的格差が随所に存在しています。

本当のブラジルを知るには、肌で体験する以外に方法はありません。従っ

て、出発前に会得した認識とは異なる新しい体験に遭遇することは、当然であります。このような場合、広い気持と柔軟な考え方で対処できる適応性が不可欠です。もし、このような適応性に自信のない方は、移住を考え直すことが賢明です。現地に到着した時から新しい人生の試練が始まりますので、充分認識して移住して下さい。

<以下、ブラジルの特徴をいくつかあげてみます>

- (1) 全般的におおらかな国民性をもっている。ただし、サンパウロ市内は東京のようにせせこましい面が多い。
  - (2) 社会の組織化が未だ未完成で、特に、役所（税関、警察など）の仕事は能率性に欠け、法令どおり正確、忠実に行なわれない面が多々残っています。
  - (3) 経済的には、高度成長が始まって日も浅く、前近代的な後進性が随所に見られます。
  - (4) しかし、サンパウロ市内はいろいろな面で日本の大都市に似ており、激しい生存競争の場となっています。
- 皆さんの殆んどは、このサンパウロ市で生活、就労するので、安易な考えでの移住は禁物です。



